

大和市公告第 1 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 7 項の規定により、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域計画の変更案については、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和 8 年 2 月 2 5 日

大和市長 古谷田 力

1 縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市市民経済・にぎわい創出部農業応援課

2 縦覧期間

公告の日から 2 週間。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

3 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。